

秋田県条例第七十五号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十二・五」に改める。

第二条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十五」に改める。

附 則

この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。